

別表第2(第9条関係)

1 交流館使用料

単位:円

区 分	利用人数 (目安)	第8条2号又は3号に該当する場合の使用料			その他の場合の使用料		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
1階 会議室	18人位	270	430	540	540	860	1,080
1階 和 室	32人位	510	840	1,090	1,030	1,680	2,190
1階 工作室	24人位	270	430	540	540	860	1,080
2階 集会室	80人位まで	860	1,350	1,620	1,720	2,700	3,240
2階 講義室	54人位まで	430	700	910	860	1,400	1,830
料理実習室	24人位まで	270	430	540	540	860	1,080
2階 会議室	24人位まで	270	430	540	540	860	1,080
2階 和 室	16人位まで	320	510	640	640	1,030	1,290

備考

- 1 各時間帯を超えて利用するときは、各時間帯の使用料の合計額とする。
- 2 和室を利用するときは、上記使用料の2割に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算する。
- 3 静岡市興津生涯学習交流館多目的ホールの一部を占有して利用する場合において (当館に関するものでないのを省略する。)
- 4 特に高熱を必要とするときは、実費を徴収する。